

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（138）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年3月1日号)

小田中聡樹（みやぎ憲法九条の会世話人・東北大学名誉教授）

(今号も2017年5月に生じた諸問題の中で、共謀法関係の続きを取り上げます。)

### Ⅲ 共謀罪批判と反対運動（2）（i）㉔の続き

㉔ 2017年5月16日、市民連合は衆院第一議員会館で記者会見を行った。会見に参加したのは、中野晃一上智大学教授、土井登美枝総がかり行動実行委員会、山口二郎法政大学教授、岡歩美市民連合みえ（呼びかけ人）、高田健総がかり行動実行委員会共同代表であった（5月17日赤旗）。

会見で、“共同罪法案を廃案にして安倍首相による改憲を全力で阻止すると市民が声を上げ、野党共闘を強化していく”と表明した。

㉕ 5月16日、衆院法務委員会は共謀罪法案の参考人質疑を行った（5月17日赤旗）。

㉖ 海渡雄一弁護士（日弁連共謀罪法案対策本部副本部長）は、“共謀罪法案は既遂処罰を基本としてきたわが国の刑法体系を覆し、人々の自由な行動を制限する。人権保障と民主主義の未来に禍根を残す法案の成立を断念して欲しい。重大な組織犯罪・テロ犯罪は未遂以前の段階でおおむね処罰可能であり、共謀罪は必要ないと指摘した。

㉗ 加藤健次弁護士（自由法曹団幹事長）は、共謀罪が警察の情報収集活動・捜査権限の拡大につながると指摘するとともに、“情報を統制し、国民の反戦気分・抵抗運動が広がらないよう監視して早い段階で芽を摘み

戦争への体制をつくろうとしている。考えたこと、話し合ったこと自体を処罰の対象とするのは憲法19条（思想・良心の自由）、憲法21条（表現の自由）に反する違憲の法案だ”と批判した。

㉘ 5月16日、東京・日比谷音楽堂で「共謀罪は絶対反対」「安倍改憲暴走止めよう」とする大集会（主催＝総がかり行動実行委員会・共謀罪NO!実行委員会）が、4200人が集まり開かれた（5月18日赤旗）

民進党・枝野幸男「共謀罪」対策本部長（衆院議員）は、“さまざまな市民運動も計画段階で一網打尽にされかねず、政府に声を上げることさえ抑制される。こんなおかしい法案を阻止しよう”と訴えた。

㉙ 山本太郎自由党共同代表（参院議員）は、“たくさんの方が共謀罪の流れはヤバイと知ることが、その先の政権交代につながる。そう信じて運動をともにやっぺいこう”と述べた。

㉚ 吉川元社民党政審会長（衆院議員）は、“共謀罪が成立すればすべての市民が監視対象となる。力の限りたたかっぺいいく”と述べた。

㉛ 山下芳生共産党副委員長（参院議員）は、“安倍首相は秘密保護法・戦争法・共謀罪をつくり、憲法の条文を2020年に変

えると宣言した。彼の言う「美しい国」が真実を隠し、国民を監視し、海外で無制限に戦争する国だということはいよいよはっきりした。戦前の治安維持法で物言えぬ社会がつくられ、侵略戦争に突き進んだ痛苦の歴史があったからこそ、日本国憲法に「内心の自由＝思想・良心の自由」を侵してはならないとの条文が明記されている”と指摘した。

㊦ 糸数慶子「沖縄の風」代表（参院議員）は、“原発再稼働や沖縄米軍基地建設への反対運動を弾圧するのが共謀罪の狙いだ”と訴えた。

㊧ また市民からも、中野晃一上智大学教授（安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合）、海渡雄一弁護士（共謀罪NO!実行委）、佐高信（評論家）も発言した。その中から小野文瑠「宗教者九条の和」世話人が述べたことを記す。

“キリスト教、イスラム教、神道、新宗教、仏教など各宗派が立ち上がって安倍首相の暴挙を許さないと国会前で座り込みを続けている。共謀罪は信教の自由を脅かすものであり、治安維持法のあった戦前の社会を思い起こす。多くの信徒も殺された”。

㊨ もう一つ北海道幕別町議会の反対意見（5月16日）を記す（5月18日赤旗）。

“まだ起きていない犯罪を取り締まるために、とは怪しい。捜査機関が危険だと判断した組織・団体・個人を日常的に監視することになり、さらには会話の通信傍受など広範囲にわたって捜査権が乱用される恐れがある。国民への監視と管理強化、プライバシー、内心の自由が強く危惧される。基本的人権保障と深刻な対立を引き起こす恐れのある法案を認めることはできず、反対する”。

㊩ 5月17日、「アムネスティ・インタ

ーナショナル日本」とグリーンピース・ジャパンとは、「市民社会の自由を奪う『共謀罪』に反対する国際NGO 共同声明」を公表した（5月19日赤旗）。

“市民団体として、政府の市民社会に対する制約を注視し批判や政策提言を行うことも重要な活動だ。共謀罪法案では捜査機関が恣意的に市民団体を「組織的犯罪集団」と判断する可能性があり、そうなる各国で民主化運動を行ったことが犯罪者とみなされた活動家への支援が「犯罪」と解釈され、共謀罪が適用されるおそれがある。国際社会と共に声を上げる運動への大きな打撃だ。

㊪ 5月17日、国会正門前で市民の抗議活動が展開された（5月19日赤旗）。1000人が参加し、「共謀罪反対」「説明できない法律をつくるな」とコールした（5月19日赤旗）。

㊫ 5月18日、各地で反対行動が展開されたが、その中から仙台の分を記す（5月19日赤旗）。

緊急昼休み集会・デモ（主催・安保破棄仙台実行委員会と県労連）で市民70人が一番町商店街をデモ行進した。

高橋県労連議長は、“民主主義の危機だ。理は私たちにある。阻止するまでがんばろう”と呼びかけた。

㊬ 5月18日夜、東京都内で日弁連主催の反対集会に600人が集まり、開かれた（5月19日朝日新聞）。

木村草太首都大学東京教授（憲法）は、思想・良心の自由の保障及び刑法の謙抑性の観点から批判した。また山田健太専修大学教授（言論法）も、“言論の自由の観点からみれば、共謀罪は極めて広範囲に怪しいとみる人物を拘束する法律。言葉を理由に人

の自由を奪う法律だ”と批判した。

泉山禎治元仙台元仙台地裁所長は、“裁判官としての経験から、通常逮捕令状が却下される確率は0.04%であり、この点からも法案は危険だ”と指摘した。

㊦ また刑事法研究者グループ、日本科学者会議、日本ペンクラブ、真宗大谷派も反対声明を発表した（5月19日朝日新聞）。

㊧ 5月19日、共謀罪法案は衆院法務委員会で自民党・公明党・維新により強行採決され可決された。

㊨ この暴挙を糾弾する声明が数多の団体・組織から表明された。その中のいくつかを紹介する（5月20日赤旗）。

(i) 全国保険医団体連合会は、“医療現場に捜査機関が介入することが容易になれば、医療現場の萎縮と混乱を招きかねず、必要な医療提供が困難になる可能性がある、”とした。

(ii) 共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会は、“人々の自由な行動を制限し、国家が市民社会に介入する境界線を大きく引き下げるものだ”と指摘した。

(iii) 赤塚民放労連委員長は、“報道機関の日常的な取材・報道活動や通常業務が犯罪とされかねない。この法案は認めることはできない”と述べた。

(iv) 桜井婦人民主クラブ会長は、“現代の治安維持法に「直ちに廃案の声」をひろげてたたかう”と述べた。

㊩ さらに全国各地での抗議行動の中

(2) 共謀罪法案への批判は、ケナタッチ国連特別報告者の安倍首相宛ての送付書簡の中でも記されている（5月21日朝日新聞、赤旗）。

のいくつかを例示する（5月20日赤旗）。

(i) 戦争させない北海道委員会は、札幌市で700人で「戦争法廃止・共謀罪廃案」総がかり行動を行った。

(ii) 長野市の駅前では、「憲法変えるのはいやだネット」など市民団体が緊急宣伝を行った。

(iii) 京都市では、京都憲法共同センター、戦争させない1000人委員会連絡会、安法制の廃止をめざす市民アクション@きょうとの3団体が宣伝活動に取り組んだ。

(iv) 徳島憲法共同センターは、約50人で宣伝・署名活動を行った。

(v) 沖縄県の北谷町議会は、廃棄を求める意見書を賛成10（反対7）で可決した。

㊪ 5月21日にも全国各地で抗議行動が展開された。

(i) 東京・新宿で全国各地から集まった1800人の青年がデモを行った（主催・若者集会実行委員会と未来のための公共）。

あいさつした同実行委員会の小山日本民主同盟委員長は、“変えるのは憲法ではなく今の政治だとアピールしよう”と語った（5月22日赤旗）。

㊫ 共謀罪法案反対・慎重決議は、地方議会でも相い次いで可決された（5月22日朝日新聞）

朝日新聞社の5月22日現在のまとめでは、国に意見書を送ったのは沖縄県の2町村など全国の計57自治体である。

なお、国連特別報告者ケナタッチは、特定の問題を調査し報告するために国連人権理事会が任命する独立の専門家で情報技術法の専門家であり、2015年にプライバシ

一権に関する特別報告者に任命された人物である（5月21日赤旗）。

（i）彼が指摘した問題点の概要は次の通りである（前記赤旗）。

④「共謀罪」法案は他の法律と組み合わせて幅広い適用が行われる可能性があり、プライバシーの権利やその他の基本的な国民の自由の行使に深刻な影響と及ぼす。

⑤特に、共謀罪の成立要件とされる「計画」と「準備行為」の定義が漠然としていることや、対象となる犯罪に明らかにテロや組織犯罪とは無関係な犯罪が含まれているといった問題点があり、どんな行為が処罰の対象となるか非常に幅広く解釈されるお

（3）①このような国内外からの厳しい批判にも拘わらず、共謀罪法案（正式名は「組織的犯罪処罰法の一部改正案」）は、2017年5月23日、衆院本会議で自民、公明、維新などの賛成により可決された（民

（4）①5月23日にくり広げられた反対運動のいくつかを書き留める（5月24日赤旗）。

②仙台市の中央通り商店街では、市民団体、平和団体、労働組合、仙台弁護士会などが街頭宣伝をくり広げた。

③岩手県一関市では、戦争法廃止両警実行委員会は、50人余の参加の下に衆院可決に抗議するパレードを行った。

④強行採決に抗議する取り組みが国会周辺で展開されたが、そのいくつかを書き留める（5月24日赤旗）。

（i）「未来のための公共」は、1000人が参加して抗議活動を行った。その一人、杉浦さん（千葉県流山市）はいう。“黙っていたら、私たちの人生が国家に奪われてしまうような危機感がある。

それがあり、刑法の原則として求められる「明確性」に適合していない。

⑤また共謀罪を立証するためには監視を強めることが必要となるが、プライバシーを守るための適切な仕組みを設けることが想定されていない。

⑥監視活動に対する令状主義の強化も予定されていないようだ。

（ii）なお、右の国連書簡について、5月22日菅官房長官は、“特別報告者は国連の立場を反映するものではない。直接説明する機会はなく、一方的に発出された。内容も明らかに不適切だ”と述べた。

進、共産は反対。自由、社民は欠席）。

②本法案は参院で2017年6月15日に可決されたことと、その審議期間が半月足らずであった。

反対の声を上げたい”。

（ii）「共謀罪NO!実行委員会」と「総がかり行動実行委員会」の国会前行動には、午後3時には1500人が集まった。連日参加している高山さん（千葉県浦安市）はいう。“子どもだった戦中のことを思い出す。命と暮らしと故郷が国に奪われた。また藤田さんはいう。“今日の採決はひどい。父は19歳の時、戦争に反対する学生新聞を発行して治安維持法で連行された。そうやって反対の声をつぶしてから戦争を起こしていくのだ。絶対に許せない”。

（iii）同日夕方から、「共謀罪NO!実行委員会と総がかり実行委員会」による国会前集会が行われ、2400人が参加した。参加者は、“言論封じの共謀罪反対”“内心の自由を奪わせないぞ”とシュプレ

レヒコールを行った。

(iv) 5月23日(衆院本会議強行採決の日)、国会周辺はもとより、北海道、埼玉、長野、大阪、高知、札幌、名古屋をはじめ各地で廃案を求める運動が展開された(5月24日赤旗)。

②5月27日、「許すな共謀罪!宮城県内一斉行動実行委員会」は、県内6ヶ所(仙台、塩釜、気仙沼、名取、大崎、石巻)で抗議行動を行った(5月28日赤旗)。

集会で、草場弁護士は、次のように挨拶した。  
“安倍政権には、加計、森友、共謀罪とアキレス腱がいっぱいある。共謀罪とともに安倍首相を葬り去ろう”。

③日本児童文学者協会は5月27日、定時総会で次のような反対声明を発表した(5月29日赤旗)。

“法案は国民監視システムを作るもので、国連からも表現の自由を制約する恐れがあると懸念されている。自由に集い論議することを萎縮させる”。

④5月27日、東京・東久留米市で第7回「戦争はいや!共謀罪NO!市民パレード」が行われた(主催実行委員会)。150人が参加し、“共謀罪は憲法違反”“テロ対策と嘘つくな”“自由に話せる社会を守れ”とコールしながら行進した(5月29日赤旗)。

⑤5月27日、京都・同志社大学で「憲法記念春のつどい2017」が開かれ、約150人が参加

(5) このような強い反対運動にも拘わらず、前述のように2017年6月15日、共謀罪法は成立した。参院本会議での採決結果は次の通り。賛成165、反対75。

した(5月29日赤旗)。

大河原弁護士が緊急報告し、“市民運動を萎縮させ弾圧することが共謀罪の狙いだ。今こそ廃案へ世論を広げよう”と訴えた。

⑥5月29日、共謀罪法案は参議院で審議に入った。このことへの抗議の動きを記す。

①5月29日、「共謀罪NO!実行委員会」と「総がかり行動実行委員会」による国会前行動が行われ、約500人が参加した。高田総がかり行動実行委員会共同代表は、“廃案にする展望は十分にある。市民は野党4党1党派と結束して闘い抜こう、”と挨拶した。また橘田出版労連出版研究室長は、“人は本によって豊かな気持や内心・考え方をつくる。子どもたちにどんな本をどのような文章をつくったら分かり易いか、その相談を共謀と位置づけられたら、まともな本は作れないようになる”と語った(5月30日赤旗)。

②5月29日、札幌では「戦争させない北海道委員会」が250人が集まる総がかり行動を行った(5月30日赤旗)。

③5月29日、秋田市で、「国民救援会秋田県本部」「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟秋田県本部」が呼びかける反対運動が行われた(5月31日赤旗)。

④5月30日、「共謀罪NO!実行委員会」と「総がかり実行委員会」が呼びかける国会前行動が行われた(5月31日)。

なお治安維持法に匹敵する悪法である共謀罪の本質とそれが果たす現実的役割については、反対運動・反対声明などで喝破されている。

(共謀法はいったん終了し、次回は2017年5月の続き「核と原子力」に移ります。)